令和6年度 自動運転移動サービス社会実装推進業務(その3) 仕様書

1 業務名

令和6年度 自動運転移動サービス社会実装推進業務(その3)

2 履行期間

契約締結の日から令和6年2月17日

3 履行場所

沖縄県多良間島地内

4 業務目的

本業務は、人口減少下における沖縄県の離島・過疎地域が抱える課題やニーズに対応するため、自動運転技術を活用した移動サービスを導入し、低廉かつシンプルで持続可能な移動サービスの提供を目指し、地域住民の合意のもと、自動運転走行に対するルールづくりや島の様々な分野を支える移動サービス内容の検討を行い、令和7年度の自動運転の社会実装を目指す。

最終的には、集落内移動(カート)と拠点間移動(バス)をコネクトした運行を目指す。

※「低廉かつシンプル」とは、地元自治体・住民の協力(自動運転車両の運行経路には駐車しない、自動運転車両を優先する等のルールづくりと順守)により、自動運転車両に追い越し等ができる高度な自動運転制御ではなくシンプルなものにする。 運行委託は行わず、地元自治体自ら運行し、監視や簡単なトラブル等に対応。

5 業務内容

1)計画準備

契約後、速やかに業務実施体制を整え、第1回打合せに先立ち、業務全般を見通し、 業務の要点を確認し、業務計画書を作成する。

- 2) 低廉かつシンプルで持続可能な自動運転レベル4に向けた計画立案
 - (1)レベル4実現に向けた全体スケジュールの計画立案
 - ①対象移動サービス

車両:自動運転時乗車人員 11 名以上、レベル4化が可能な自動運転車両。

②自動運転レベル

令和6年度は運転席に人が乗った状態のレベル2から開始し、別業務で実施している地域の協力(ルールづくり)と合わせて、低廉かつシンプルな自動運転車両の無人化を2年程度で目指すこととする。

(2)地元自治体での管理や運行計画等を立案

運行主体である地元自治体が、運行管理や車両システムの点検修理などが可能な計画を立案すること。

3) 実証実験の実施

(1) 自動運転車両の調達

受注者は自動運転バス運行のため、次に掲げる事項を全て満たす自動運転車両を 1台調達すること。

①車両性能

ア 走行中に自動運転と手動運転を切り替えることが可能な自動運転システムを 備えた電気自動車であること。

- イ 自動運転機能として、バイワイヤー、安全停止、速度コントロール、ステア リング機能を搭載し、かつ将来的に車両調整等により自動運転レベル4での走 行が可能であること。
- ウ 冷房が完備されていること
- エ 自動運転時の乗車定員は11人以上とする

②車両調達

自動運転車両の調達は、購入によるものとし、車両は沖縄県に帰属する。実証期間中は、損害賠償保険(対人対物、人身傷害、施設賠償等)に加入すること。

③車両登録

調達した車両は道路運送車両法に基づく自動車の登録を行うこと。その際、車両の調整又は改造等が必要な処置は施すこととし、使用の本拠の位置は多良間村内とする。なお自動運転車両の保管場所は、多良間村の村営バスの車庫とする。

(2) 充電設備

発注者の指示する場所において、(1)により調達する自動運転車両の規格に適合する充電設備を1基整備すること。なお、設置位置は村営バスの車庫内を予定。

(3) 運行ルートの確認

①走行路・結節点等の確認

自動運転車両の検討にあたっては、通行可能な道路幅員等を確認し、狭隘な道路が密集している集落内との結節が可能な位置を確認すること。

②リスクアセスメントの検討

走行路等の確認を通して、想定されるリスクを抽出する。



図1 走行ルート(案)

(4) 低廉でシンプルな自動運転走行システムの実証実験

低廉化を図る自動走行システム(Lv2)を搭載した自動運転車両にて、運転席に人が 乗った状態での走行を行い、現地走行による自動運転車両のチューニングや走行路で 低廉性と自動運転機能の精度検証及び関係者の試乗を行う。

自動運転機能:最大速度 40 キロを想定した安全停止、速度コントロール、

ステアリング

準備運行:5日程度、関係者試乗運行:1日程度

(5) 運転手等への運転技術の移転等

運行主体である多良間村役場の運転手等へ運転方法や管理方法を伝授するとともに、 トラブルなどへのサポート体制など体制構築を行う。

4)報告書作成

1)~3)について、計画立案から実証データ等のとりまとめを行う。

5) 打合せ協議

打合せ協議は毎月1回程度実施するものとする。

6 業務スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
Lv4 計画立案								•	${\bf \hat{1}}$			
運行ルート確認								•	\bigoplus			
実証実験の実施								•				
住民ワークショップ				•	1					$\hat{\parallel}$		

※朱書き部分は別途業務

7 成果品

- ①報告書(A4版):1部
- ②電子媒体: 1部
- ③全ての支出の収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類の写し(これを満たさない経費は支払額の対象外となる可能性があります): 1部
- ④その他担当職員から指示のあったもの : 1 式

8 積算について

- (1)経費の区分
 - ①直接人件費
 - ②直接経費(謝金、旅費、需用費、役務費、使用料、その他必要経費)
 - ③一般管理費=(人件費+事業費)×10/100以内
 - ※土木設計コンサルタント業務ではありません。
- (2)直接経費として計上できない経費
 - ○業務内容に照らして当然備えるべき機器・備品等
- ※対象経費については、国土交通省物流・自動車局の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金(自動運転社会実装推進事業)」を参照。

9 著作権等

委託業務に係る成果品 (調査等において収集した資料等を含む) は、沖縄県企画部 交通政策課に帰属する。 ただし、委託業務にあたり、第三者の著作権等その他の権 利に抵触するものについては、受託者の責任及び費用を持って処理するものとする。

また、沖縄県企画部交通政策課の許可を受けずに、委託業務に係る成果品を他に公表、貸与、使用してはならない。

10 再委託の制限等

① 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下に定める「契約の主たる部分」については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

<契約の主たる部分>

ア 契約金額のうち、調査分析業務等に係る経費

イ 企画、管理、指導監督などの統括的かつ根幹的な業務

② 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。

③ 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」業務を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りではない。

<その他、簡易な業務>

- ア 資料の収集・整理
- イ 複写・印刷・製本
- ウ 原稿・データの入力及び集計
- エ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

11 他業務との連携について

関連する以下の業務の発注しており、相互に連携し業務の遂行にあたること。

- ①沖縄県内における自動運転の道路インフラに関する検討業務(※1)
- ②「交通×福祉・物流等」共創モデル実証業務(※2)
- ※1:沖縄総合事務局開発建設部
- ※2:沖縄県交通政策課

12 その他

①本仕様書に記載の無い事項で、業務の実施にあたり、必要となる事項については、 沖縄県企画部交通政策課及び受託者で協議の上、決定する。